平成２２年（フ）第１４５０号
神戸市長田区丸山町２丁目２番５号
債務者　永野理恵子
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４５９号
神戸市垂水区名谷町字室山1400番地の192ルイシャトレ垂水弐番館204号
債務者　東出　紀子
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４６３号
神戸市須磨区菅の台４丁目１番地市営菅の台住宅６―101号、従前の住所神戸市中央区港島中町３丁目１番地
債務者　松永　清市
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４６７号
神戸市北区緑町８丁目１番10―1106号
債務者　山本　重子
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４６８号
神戸市北区緑町８丁目１番10―1106号
債務者　山本　聖晃
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４７４号
神戸市中央区生田町４丁目５番20号サンシャイン201号
債務者　衣笠　宮城
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４７６号
神戸市兵庫区西出町２丁目４番８―102号、従前の住所神戸市兵庫区永沢町４丁目２番11号　グリーンヒル103号
債務者　田中　章博
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４７９号
神戸市長田区七番町８番地の１
債務者　鈴木　由佳
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４８１号
神戸市垂水区学が丘３丁目３番２―502号、従前の住所神戸市西区池上４丁目５番地の９
債務者　三木　義英
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４７号
兵庫県姫路市網干区津市場331番地４、旧住所兵庫県揖保郡太子町立岡81番地５
債務者　扶蘇広子こと　扶蘇　廣子
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２２年（フ）第４８号
兵庫県姫路市勝原区宮田577番地13　エクレールⅠ―101号、旧住所兵庫県揖保郡太子町立岡81番地５
債務者　扶蘇　裕作
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２２年（フ）第３４４号
広島県福山市引野町東20番26号
債務者　栗原　紫朗
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第３２６号
広島県福山市春日町７丁目４番４号　アニューメゾンフジイ103、旧住所広島県福山市春日町１丁目21番９号　モナルカファーストA201
債務者　平山　恵美
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第３３０号
広島県福山市木之庄町２丁目１番34号、旧住所広島県福山市坪生町３丁目29番５号
債務者　横山　啓二
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第９１号
熊本県玉名郡長洲町大字永塩820番地１
債務者　片山　大輔
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２２年（フ）第９２号
熊本県玉名郡長洲町大字永塩820番地１
債務者　片山　祐子
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２２年（フ）第２８５３号
名古屋市瑞穂区駒場町４丁目14番地　ヴィラセリーヌ303号
債務者　菅沼　洋子（旧姓中野）
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部